

栃木県警察刑事指導専門員制度運営要綱の制定について

(平成2年3月7日)

(栃捜一第2号)

本要綱は、捜査員の捜査実務能力の向上を図るため、刑事経験豊富でその道に秀でた退職警察官を刑事指導専門員に指定し、捜査技術や手法等の伝承教養を行うため、その運用に関する事項について定めたものである。